



宮 崎 県 公 報

平成30年9月20日(木曜日)号外 第34号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

	頁
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………	1

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 150号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成30年9月20日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である柵(以下、「落箕」という。)とにより構成されるものをいう。

(漁場及び統数制限)

2 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各 1 統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市北方町 川水流地先

(行使内容の事前届出)

3 漁業権者は、操業開始日の 5 日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)に届出なければならない。

(操業期間)

4 あゆやな漁業の操業期間は、平成30年10月 1 日から平成30年12月 2 日までの間の延べ45日以内とする。

(採捕管理義務)

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

6 漁業権者は、別途指示する第 5 種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから10グラ

ムとする。

7 漁業権者は、平成31年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、平成30年9月20日から平成31年6月30日までとする。